

埼玉県立嵐山史跡の博物館
低木撤去、除草作業及び枯れ木伐採、枯れ枝撤去作業 仕様書

1 作業日

契約日から令和5年9月30日（土）まで

2 作業場所 ※別添配置図、写真参照

埼玉県立嵐山史跡の博物館（埼玉県比企郡嵐山町菅谷757）

除草作業…ガマ等の繁茂地（約700㎡）、西の郭北側（約1700㎡）

低木撤去、除草作業…町道沿い（約1300㎡）、バンダイ横（約1800㎡）

枯れ木伐採…7本 ※別添樹木調書参照

枯れ枝撤去…2本

3 作業について

- (1) 日程については、事前に監督員と協議すること。
- (2) 作業中は、館跡見学者や近隣住民等に、危害や損害を与えることのないよう、作業中の旨表示を行うとともに作業方法や作業体制に十分注意すること。
- (3) 作業が複数日にわたる場合は、監督員の立合いのもとで、各日の作業終了確認を行うこと。
- (4) 枯れ木伐採及び除草に伴う発生材の処分は不要である。伐採後の枯れ木は1m以下程度の長さにし、元の枯れ木付近にまとめること。ただし、斜面地などで元の位置にまとめることが難しい場合は監督員に確認すること。除草した草は刈りっぱなしとする。
- (5) 作業に伴い公道を占用する必要がある場合は、受託者の責により、必要に応じて監督官庁への申請手続き、近傍住民への配慮及び交通整理を実施すること。

4 その他

- (1) 業務箇所は、国指定史跡内であるため史跡を毀損することのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) この仕様書は、作業の大要を示すものであって、関係法令及び現場の状況に応じ、これに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

- (3) 受注者は、作業に異常を認めた場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、監督員もしくは館職員に報告すること。
- (4) 緊急時の命令系統及び連絡先を明確にしておくこと。
- (5) 敷地内における作業に係る電気等光熱水費については、発注者が負担する。
- (6) 業務終了後、「写真帳」（作業前・作業中・作業後）および「完了届」を提出すること。

埼玉県立嵐山史跡の博物館

低木撤去、除草作業

及び枯れ木伐採、枯れ枝撤去

■ 枯れ木伐採 計7本

▲ 枯れ枝撤去 計2本

① ガマ等除草

② 西ノ郭北側除草

③ 町道沿い低木撤去・除草

④ バンダイ横低木撤去・除草



嵐山史跡の博物館

低木撤去・除草場所写真・説明

- 1 ガマ等除草
約700㎡



- 2 西ノ郭北側除草
約1700㎡



- 3 町道沿い低木撤去・除草
約1300㎡
町道沿いに1～2m程度の幅で
除草をお願いします。
(水路になっている部分は
含みません。)

除草部分



- 3 町道沿い低木撤去・除草
大妻嵐山前付近は草が太い
ですが低木撤去・除草を
お願いします。
(樹木は伐採しないで
大丈夫です)

低木撤去・除草部分



- 3 町道沿い除草
ここか駐車場付近
駐車場に沿って外側の除草を
お願いします。

除草部分



- 3 町道沿い除草

除草部分



- 4 バンダイ横低木撤去・除草
約1800㎡
水路の西側端から生えている
低木撤去や除草もお願いします。



低木撤去・除草部分

嵐山史跡の博物館

枯れ木伐採・枯れ枝撤去場所写真・説明

▲ 1 本郭（中央） 枯れ枝撤去



撤去する枝

■ 1 南郭（東側） 枯れ木伐採



■ 2 南郭（南側）
枯れ木伐採



■ 3 南郭（南側）
枯れ木伐採



▲ 2 南郭（西側）
枯れ枝撤去



撤去する枝

■ 4 南郭（西側）
枯れ木伐採



■ 5 南郭（西側）
枯れ木伐採



■ 6 二ノ郭（堀の中）
枯れ木伐採



■ 7 二ノ郭（堀の中）
枯れ木伐採



樹 木 調 査 書

| 番号 | 工種 | 形状寸法 | 数量 | 単位 | 備考 |
|----|----|------------------|----|----|----|
| 1 | 伐採 | 幹周120cm以上150cm未満 | 1 | 本 | |
| 2 | 伐採 | 幹周60cm以上120cm未満 | 1 | 本 | |
| 3 | 伐採 | 幹周150cm以上180cm未満 | 1 | 本 | |
| 4 | 伐採 | 幹周180cm以上210cm未満 | 1 | 本 | |
| 5 | 伐採 | 幹周150cm以上180cm未満 | 1 | 本 | |
| 6 | 伐採 | 幹周210cm以上240cm未満 | 1 | 本 | |
| 7 | 伐採 | 幹周150cm以上180cm未満 | 1 | 本 | |